

# 新設

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

## 建設業における化学物質管理者講習の開催について ( ご案内 )

労働安全衛生規則第12条の5により、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理することが義務付けられています。

リスクアセスメント対象物を取り扱う建設業等の事業場においては、選任する化学物質管理者は、化学物質管理者講習受講者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、「化学物質管理者講習に準ずる講習」の受講者の中から選任することとされています。

標記講習は、建設事業者が化学物質管理者を選任する際の選任要件として推奨されている「化学物質管理者講習に準ずる講習」として、建設事業場の管理者に化学物質管理者としての知識を修得してもらうことを目的に開催します。

この機会に貴事業場の選任者及びその予定者を積極的に受講させていただきますよう、ご案内申し上げます。

### 記

1. 講習日時 令和8年4月6日 (月) 8:25~17:20 (予定)

( 8:25より5分間オリエンテーションを行います )

〔 講習期間中は受付で本人確認をいたしますので、受講票と一緒に、身分証明書（自動車免許証  
健康保険証、住民票、パスポート等）をご提示の上、受付を済ませてください。  
身分証明書は必ず原本をお持ちください。（コピーは不可） 〕

2. 講習場所 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館

3. 受講資格 受講資格はありません。

4. 募集定員 40名

5. 受講料

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 建災防宮城県支部 会員  | 11,430円(テキスト代、消費税含) |
| 建災防宮城県支部 会員外 | 12,430円(テキスト代、消費税含) |

5. 申込方法 当支部ホームページ「講習予約サイト」よりご予約後、登録したメールアドレスへ「予約受付メール」が届きますので、「予約受付メール」に記載された方法によりお申込み下さい。受付後の取消しについては、受講料はお返しできません。

## 6. 申込先 〒980-0824

仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館 5階

建設業労働災害防止協会 宮城県支部 TEL 022-224-1797

## 7. 講習科目

建災防の講習は、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の基本的な事項に加え、建災防が策定した「建設業における化学物質取扱い作業別リスク管理マニュアル」に基づき、自社のリスク管理マニュアルが作成できるよう、作成方法の実演等を行い、詳解する内容となっています。

| 講習科目                                        | 時間   |
|---------------------------------------------|------|
| 関係法令                                        | 60分  |
| 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等                         | 90分  |
| 化学物質の危険性又は有害性等の調査（実演を含む）                    | 120分 |
| 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等（実演を含む） | 120分 |
| 化学物質を原因とする災害発生時の対応                          | 30分  |
| 計                                           | 420分 |

（注意）リスクアセスメント対象物である化学物質を製造する事業場向けの12時間講習ではありません。

8. 添付写真 6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面脱帽(3cm×2.4cm)1枚を受講申込書の所定の位置に貼付けて下さい。

9. その他 受講申込書にご記入いただいた事項及び添付書類にある個人情報は、本講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

### 労働安全衛生規則第12条の5

#### <化学物質管理者の職務>

- ラベル、SDS を確認し、リスクアセスメントを実施
- リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の選択と管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、作業者への周知教育



事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならぬ